

政策体系	政策No.	5	政策名	たすけあい支えあうまちづくり			施策主管課	保健福祉政策課		
	施策No.	4	施策名	子育て環境の充実	重点施策	○	施策主管課長名	花堂 誠		
施策関係課名	児童福祉課、健康増進課									
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針 安心して子どもを生み、育てることができる環境を整えます。若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるように子育て支援事業を充実させ、近隣市町より抜きん出た支援策を展開していく。										
2 施策の目的と成果把握										
対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		子育て家庭、市民 子育て家庭とは、 ・子どもを育成し、育成しようとする家庭 ・国の次世代育成支援対策推進法の定義...第8条子どもを産もうとした段階から18歳未満の児童のいる家庭。18歳に達する年度末まで(障害児の場合には20歳まで。)								
対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	18歳未満の子どものいる世帯	世帯	見込み値	14,640	14,620	14,600	14,580	14,560	14,540	
			実績値	13,929	13,765	13,719				
B	母子手帳を発行した世帯	世帯	見込み値	1,317	1,319	1,322	1,324	1,327	1,329	
			実績値	1,347	1,355	1,401				
C			見込み値							
			実績値							
意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		安心して子どもを生み育てができる 次世代育成支援対策地域行動計画書では、「すべての子どもが心身ともに健やかに成長する」と子どもの視点からの表現となっている。=総合計画の青少年の健全育成の目的に類似								
成果指標 (意図の達成度を表す指標)		目標達成(105%以上)			目標をほぼ達成(95%～105%未満)			目標を未達成(95%未満)		
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	子育てに不安を持っている世帯の割合	%	成り行き値	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0	
			目標値	71.0	67.0	63.0	59.0	55.0	50.0	
			実績値	69.2	76.3	71.0				
			達成率	103.0%	86.0%	87.0%				
B	子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合	%	成り行き値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	
			目標値	51.0	53.0	54.0	56.0	58.0	60.0	
			実績値	46.2	55.9	61.1				
			達成率	91.0%	105.0%	113.0%				
C	出生率	人/千人	成り行き値	10.0	10.0	9.9	9.8	9.7	9.6	
			目標値	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	
			実績値	9.9	10.8	9.7				
			達成率	96.0%	105.0%	94.0%				
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				平成24年度の目標値設定の考え方						
・A...子育てに不安を持っている世帯の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査 非常に不安や負担を感じると答えた家庭となんとなく不安や負担を感じると答えた子育て家庭の合計の割合				A 「子育てに不安を持っている世帯の割合」については、合併前の旧1市6町合同で実施した市民意識調査(平成16年度)における各市町の平均が50%であったため、これに準じた目標を設定する。						
・B...子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査 「そう思う」と答えた子育て家庭と「どちらかといえばそう思う」と答えた子育て家庭の合計の割合				B 「子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合」について、市民意識調査(平成18年度)によると10.6%が「わからない」と答えたことから、積極的な情報提供や子育て支援策のさらなる充実により、10.3%の成果向上を目指す。						
・C...出生率 人口1,000人あたりの出生者数 県の統計情報より把握				C 「出生率」については、深刻な少子化状況を改善しない限り、今後も徐々に減少していくと予想されるが、このことを全庁的な重点課題と捉え、関係部署と連携を図り、子育てしやすい環境づくりのための様々な関連施策にこれまで以上に取り組むことにより、現状水準の維持に努める。						
				D						
				E						

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- ・未婚化、晩婚化、晩産化による出生率の低下を防ぐため、妊産婦のあらゆる相談に応じ、情報提供を行うとともに、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊治療費助成事業等に積極的に取り組む必要がある。
- ・子育て不安、児童虐待等で悩んでいる保護者等への相談体制を充実させる必要がある。
- ・各種相談への対応には専門的な知識が必要とされるため、対応する子育てサークル・サロン等のスタッフへの育成支援が必要である。
- ・乳幼児医療費支給等については、受給対象者の経済所得状況に応じた支援を行う必要がある。
- ・虐待予防並びに被害者の救済については、市内に児童保護施設や母子生活支援施設がないため近隣市町の施設に受け入れを依頼している。今後も県や関係自治体と連携し一時保護施設の確保が必要である。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<p>行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親が安心して、安全に妊娠、出産、育児できる環境をつくる。 ・子どもの社会性の向上や自立を助ける教育環境をつくる。 ・子どもが安全に生活できるまちづくりをすすめる。 ・すべての子どもが幸せに生きる権利を尊重する。 	<p>子育て家庭の役割(自助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育、教育を行う。 ・一人ひとりを尊重し、家族みんなで協力する。 ・子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長する。 <p>子どもの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域を通じて自らが学ぶ。 ・社会での成長を通して自立を目指す。 ・一人ひとりの権利を尊重する。 <p>地域社会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で子どもと親の成長を見守り、支援する。

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

平成17年の国の人口は、死亡数が出生数を初めて上回り、自然減に転じた。なお、平成17年の国の合計特殊出生率は1.26、霧島市は1.57と過去最低を示し、超少子化国となった。その後、平成19年は国が1.34、霧島市は1.59と若干向上している。要因としては、団塊世代の子どもが出産の適齢期を迎えていることが考えられる。一方、出生率においては、霧島市の出生率は、県内の自治体や全国と比べてもまだ高い数値を示しているが、平成19年から平成20年は向上したものの、平成21年においては再び減少に転じた。また、保護者の養育放棄や離婚などをはじめとする理由等で児童を取り巻く環境は、悪化している。平成21年度から国においては、不妊治療の助成金額を増額するとともに、妊婦健診の公費負担の回数が5回から14回へ拡充された。また、多子世帯については保育料の軽減措置がなされた。さらに、母子家庭においては、母子家庭等高等技能訓練促進事業補助金が拡充された。平成22年度から、児童手当に変わり子ども手当の支給が始まった。また、父子世帯も児童扶養手当の支給対象となり、12月から支給が始まる。さらに、高校授業料の無償化も始まった。

この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

議会における一般質問で子育て支援、少子化対策に関する提言等あり
 常任委員会等でも提言、要望等が出ている。(内容的には、放課後児童クラブの充実、医療費助成の拡充、保育料軽減などの子育て支援策などが主である。)市民等からも個々の事業等が中心であるが、改善等を含めて、いろいろ要望等がある。
 (今回の市民意識調査よりの意見)
 ・子育てしやすい環境づくりをしてほしい。・保育園の規模拡大、増設をしてほしい。・乳幼児と親が自由に使用できる施設がほしい。・子育て支援や病院、医療費助成などを充実してほしい。・もっと経済的支援がほしい等。

5 施策の現状

平成21年度施策の取組方針	平成21年度施策の取組方針の達成状況
<p>A 安心して安全に妊娠、出産が出来るよう、健診や相談の体制を整える必要がある。</p> <p>B 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊治療費助成事業等に積極的に取り組む。</p> <p>C 子育て不安等で悩んでいる保護者等への相談体制を充実させる必要がある。</p> <p>D 地域における子育て支援に対応するためには、子育てサークル・サロン等のスタッフへの育成支援を行う。</p> <p>E 子どもの病気の治療にかかる経済的負担の軽減を図るために、乳幼児医療費支給制度の拡充を進める。</p>	<p>A 母体や胎児の健康確保と妊婦健康診査費用の負担軽減のため、14回の公費負担と償還払い制度の導入を行った。また、妊娠期からの継続支援体制の中で、育児相談の強化を行った。</p> <p>B 特定不妊治療費の助成額を10万円から15万円の上限に増額し、周知したことにより、申請数が増加した。</p> <p>C 相談体制については、福祉事務所内への家庭児童相談員の増員及び常勤の臨床心理士を配置し、児童虐待等に関する相談体制の充実を図った。</p> <p>D 地域における子育て支援に対応するため、子育てボランティアの養成を図った。</p> <p>E 乳幼児医療費助成制度の対象を3歳から就学前の幼児まで拡充した。</p>

平成21年度施策の目標値と実績値の比較

目標達成	105%以上			
目標をほぼ達成	95%~105%未満			
目標を未達成	95%未満			
平成21年度成果指標				
目標値	実績値	達成率	結果	
A	63.0	71.0	87.0%	
B	54.0	61.1	113.0%	
C	10.3	9.7	94.0%	
D				
E				

平成21年度施策の成果指標の達成状況及び要因

A 子育てに不安を持っている世帯の割合は、目標値には届かなかったものの、昨年度よりは5.3ポイント減少している。平成22年4月に行った市民意識調査では、養育費、教育費に対する悩みが平成21年のアンケートの41.2ポイントに対し30.3ポイントに減少しており、平成22年4月から始まった子ども手当や高校授業料無償化が影響しているものと考えられる。

B 子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合は、昨年度に引き続き目標値を達成している。要因としては、放課後児童クラブの施設整備や私立保育園の施設整備や分園による定数増、乳幼児医療費助成制度の拡充、認定子ども園の新設、子育て支援に関する相談体制の充実などが考えられる。

C 出生率については、目標値に対し 0.6ポイントと届かなかった。具体的な要因は明確ではないが、県内の市との比較では、高値を維持している。

基本事業の目標達成度 (平成21年度目標と実績との比較)	=すべての目標値を達成	=一部の目標値を達成	x=すべての目標値を未達成
	地域における子育て支援		子どもの健やかな成長のための負担軽減
	母子保健の充実		要保護児童等への対応
	子育てと仕事が両立できる環境づくり		

6 平成22年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)

- ・子育て世代が、いつでも気軽に集える場の提供と事業の周知に努める。
- ・乳幼児健診や相談体制の充実を図るため、医療機関への委託を進める。
- ・国分・単地域では希望する保育所に入所できない待機児童が生じていることから、計画的な施設整備の検討を行う。
- ・関係機関と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護に努める。

7 平成23年度に向けた施策の課題・方向性

- ・未婚化、晩婚化、晩産化による出生率の低下を防ぐため、妊産婦のあらゆる相談に応じ、情報提供を行う。
- ・不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊治療費助成事業の周知をはかり利用促進する。
- ・子育て不安等で悩んでいる保護者等への相談体制を充実させる。
- ・地域における子育て支援に対応するために、子育てサークル・サロン等のスタッフへの育成支援を行う。

基本事業	5-4-1	基本事業名	地域における子育て支援	基本事業 主担当課	児童福祉課
------	-------	-------	-------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針	
基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<p>・地域子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を活用し、親子教室や子育て相談を実施するほか、育児サロンを設けるなど全面的な育児サポートを行う。</p> <p>・地域住民や団体に対しては、育児リーダー養成研修を行うほか、子育てに関する情報を提供することで、地域で子育てを応援する環境づくりに努める。</p>	
対象	・子育てをしている世帯 ・市民
意図	・児童の養育を支援し、保護者の心理的不安を軽減する。 ・子育てを見守り、支援する。

2 基本事業の指標等の推移		目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)		
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 施設の利用者数	人	子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの利用者数	成り行き値	15,500	15,500	28,000	28,000	28,000	28,000
			目標値	17,000	18,000	28,000	28,500	29,000	29,500
			実績値	25,614	27,883	29,631			
			達成率	151.0%	155.0%	106.0%			
			結果						
B 施設における講座の参加者数	人	子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの講座参加者数	成り行き値	8,300	8,000	12,000	12,000	12,000	12,000
			目標値	9,000	9,500	12,000	12,500	13,000	13,500
			実績値	10,163	11,741	12,498			
			達成率	113.0%	124.0%	104.0%			
			結果						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
今後、子育て支援センターを拠点とした事業をさらに充実させて展開していくことで年々増加していく。施設の利用者数29,500人、講座等の参加者数13,500人を最終年度に設定して、事業の充実を図る。

4 平成21年度基本事業の取組方針	5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況
現在のふれあいの郷の施設は狭く、利用者の制限があったり、駐車場が狭いなど支障が生じているため、新たな施設の整備を行う。	天降川小学校の北側に児童クラブや子育て支援センターを総合的に組み合わせた「霧島市こどもセンター」の建設に着工し、平成22年7月に完成予定である。 なお、現在「ふれあいの郷」で実施している地域子育て支援センター事業については、新設の「霧島市こどもセンター」に移す計画である。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの利用者数及び講座の参加者数については、いずれも目標値を達成している。要因としては、子育て支援センターの利用者が全市的に増加しており、利用者間の情報交換によるものが大きいと考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針	8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性
地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの活動の周知広報に努め、さらなる利用者の増加を図る。 平成22年7月にオープンする「霧島市こどもセンター」の利用についての周知広報に努める。	地域子育て支援センターやファミリーサポートセンターの活動の周知広報に努め、さらなる利用者の増加を図る。 平成22年度に開設した「霧島市こどもセンター」を核とし、各地区の子育て支援センターとの連携を強化する。

基本事業	5-4-2	基本事業名	母子保健の充実	基本事業 主担当課	健康増進課
------	-------	-------	---------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)			
妊産婦や乳幼児に対する健康診査を行い、必要な医療費を助成するなど保護者並びに乳幼児等の健康管理を支援し、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進する。			
対象	妊産婦・乳幼児・子ども・保護者・子どもを持ちたいと思っている夫婦	意図	子どもや保護者等の健康を保持・増進(疾病の早期発見、早期治療、子どもを産み発育の状況を知ることができる)する。

2 基本事業の指標等の推移		目標達成(105%以上)		目標をほぼ達成(95%~105%未満)			目標を未達成(95%未満)		
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 健康診査の受診率	%	乳幼児健診の実績 (3か月児、1歳6か月児、3歳児)	成り行き値	93.9	93.9	93.9	93.9	93.9	93.9
			目標値	94.0	94.4	94.8	95.2	95.6	96.0
			実績値	92.8	93.0	93.5			
			達成率	99.0%	99.0%	99.0%			
			結果						
B 特定不妊治療助成事業を利用した人数	人	特定不妊治療助成事業の申請数	成り行き値			70	75	80	85
			目標値			73	80	88	95
			実績値	46	73	79			
			達成率			108%			
			結果						
C 母子保健相談件数	人	母子保健相談事業の実績	成り行き値			8,300	8,400	8,500	8,600
			目標値			8,340	8,620	8,750	8,750
			実績値	7,390	8,246	8,171			
			達成率			98%			
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
現在までの動向をみて、成り行き値は、93.9%の現状維持とした。また今後、健診の重要性の周知徹底や、未受診者対策を強化することを前提に、目標値は、最も高い乳幼児健診の現在までの動向を勘案し96.0%とした。 B・Cについては、平成21年度から成果指標として設定した。

4 平成21年度基本事業の取組方針	5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況及び要因
A 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」の実施により、乳幼児健診の受診者の増加を目指す。 B 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊治療費助成事業等に積極的に取り組む。 C 育児不安や発育発達に関する相談に対応するため、相談体制を強化する。	A 乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診の未受診者への受診勧奨により、受診率の向上につながっている。 B 特定不妊治療費の助成額を10万円から15万円の上限に増額し、周知したことにより、申請数が増加した。 C 多様な相談に対応するため、2か月児育児教室の対象者を経産婦を含む全産婦に拡充、新規事業として発育発達相談事業を開始するなど、相談体制の強化を行った。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
A 健康診査の受診率については、昨年度実績値よりも0.5ポイント向上し、平成21年度の目標値をほぼ達成した。 要因としては、未受診者への訪問や電話連絡による受診勧奨を行うことにより、受診率が向上したものと考えられる。 B 特定不妊治療助成事業を利用した人数は、目標値を上回る79人の利用があった。要因としては、特定不妊治療費の助成額を10万円から15万円の上限に増額したことによる。 C 母子保健相談件数については、目標値を下回ったものの、ほぼ達成することが出来た。しかし、平成20年度の相談件数よりは下回っている。要因としては、福祉関係等の相談窓口が整備されたことによるものと考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針	8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性
・母子保健推進員の更なる資質向上、地区担当保健師との連携を強化する。 ・かかりつけ医のもとで健康管理を推進していくため、乳児健診と2歳児歯科健診を医療機関に委託し、受診率の向上を図る。 ・特定不妊治療助成については、事業の周知を図り相談体制の充実や助成制度の利用を促進する。 ・母子保健相談関連事業の充実を図り、関係機関との連携を強化する。	・特定不妊治療助成については、事業の周知を図り相談体制の充実や助成制度の利用を促進する。 ・母子保健相談関連事業の充実を図るため、母子保健検討委員会を開催するなど関係機関との連携を強化する。

基本事業	5-4-3	基本事業名	子育てと仕事が両立できる環境づくり	基本事業 主担当課	児童福祉課
------	-------	-------	-------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<p>子育て中の方が安心して働けるよう、ニーズに応じた各種保育サービスの提供に努めるとともに、認可外保育所、放課後児童クラブなどを活用した支援の拡充を図る。</p>	
対象	子育てをしている世帯・事業所・児童福祉施設及び関連施設
意図	子育てをしている人が安心して働くことができるようにする。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未滿)			目標を未達成 (95%未滿)	
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)	
A 仕事や自分のやりたいことが十分できない子育て世代の割合	%	市民意識調査結果	成り行き値	19	19	19	19	19	19	19
			目標値	19	19	18	17	16	15	
			実績値	13	20	19				
			達成率	134%	97%	97%				
			結果							
B 児童クラブの数	箇所	市内で児童クラブを実施している数	成り行き値	23	27	27	27	27	27	
			目標値	23	27	28	30	30	30	
			実績値	23	27	27				
			達成率	100%	100%	96%				
			結果							
C 延長保育事業の数	箇所	延長保育を実施している保育園の数	成り行き値	20	24	24	24	24	24	
			目標値	20	24	24	25	25	26	
			実績値	20	24	25				
			達成率	100%	100%	104%				
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

仕事や自分のやりたいことが十分できない子育て世代の割合が3割を越す地域が2つある。その他の地域は20%未滿の水準となっている。20%未滿の5地区の平均が15%であることから、平成24年度にはその水準が全市として達成することを目指す。

4 平成21年度基本事業の取組方針

計画的な施設整備及び各事業の充実に取り組み、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努める。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況及び要因

施設整備については、陵南児童クラブ(溝辺)の施設整備、大窪保育園(霧島)の施設改修補助、国分保育園の全面改築補助及び公立保育所の増改築を行った。
また、児童クラブ運営事業について、市単独補助金の補助基本額の見直しや、新設児童クラブへの開設準備補助金などの拡充を行った。
希望する保育所に入所できない児童を解消するため、私立保育園の定員増や分園及び認定子ども園の新設により定員増を行った。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

仕事や自分のやりたいことが十分できない子育て世代の割合については、目標値をほぼ達成している。
児童クラブの数については、前年と同数であった。これは、新設の児童クラブを見込んでいたが、平成21年度中での開設準備が整わなかったことによる。
延長保育事業の数については、平成21年度に新たに1保育園で事業を開始し目標値を上回った。

7 平成22年度基本事業の取組方針

各種保育サービスの提供や、児童クラブへの運営補助の拡充等を行い、保護者が安心して子育てと仕事の両立ができるように努める。さらに既存保育園の施設改修を行う。また希望する保育園に入園できない児童を解消するために分園や認定こども園の新設を促進する。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

各種保育サービスの提供を行い、保護者が安心して子育てと仕事の両立ができるように努める。さらに既存保育園の施設改修を行う。また希望する保育園に入園できない児童を解消するために分園や認定こども園の新設を促進する。

基本事業	5-4-4	基本事業名	子どもの健やかな成長のための負担軽減	基本事業 主担当課	児童福祉課
------	-------	-------	--------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<p>児童手当、児童扶養手当などの支給を行い、子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図る。</p>	
対象	子育てをしている世帯
意図	子育てにかかる経済的な負担感を軽減する。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未滿)			目標を未達成 (95%未滿)	
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)	
A 経済的な負担感を持っている市民の割合	%	市民意識調査結果	成り行き値	42.0	42.0	43.0	43.0	44.0	44.0	
			目標値	41.0	41.0	41.0	40.0	40.0	40.0	
			実績値	37.0	41.2	30.3				
			達成率	110.0%	100.0%	126.0%				
			結果							
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

経済的な負担感を持っている市民の割合は、子育て世帯の所得水準が低下傾向にあるなど、今後負担を感じる人が増える要因がある。その中で3歳未満の児童手当の引き上げ、3人目の子どもの保育料無料化、乳幼児医療費助成事業の拡充など経済的な支援を継続していくことで、現状水準よりもやや向上させ最終年度の目標値を40%とする。

4 平成21年度基本事業の取組方針

経済的な負担を軽減するために、保育料の多子世帯軽減、母子世帯の母親に対する就労支援の拡充を行う。

多子世帯保育料軽減とは、保育所に第三子以降の子どもを入所させている多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進することを目的として保育料の軽減を行うもの。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

保育料の多子世帯軽減の導入など、多子世帯については、3人目が保育園にいなければいけない。

21年度対象児童 279人 補助所要額 11,750,047円

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

経済的な負担感を持っている市民の割合は、平成20年度の実績と比較して約10ポイント減少している。これは平成22年4月に行った市民意識調査の結果によるもので、平成22年4月から始まった子ども手当や高校授業料無償化が影響しているものと考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針

これまでの児童手当に代わり、平成22年度から新設された子ども手当の円滑な事務処理及び支給を行う。

また、新たに父子家庭を支給対象とする児童扶養手当が創設されたことに伴い、円滑な事務処理及び支給を行う。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

平成22年度から子ども手当が新設されたことに伴い、霧島市単独で行っている子育て世帯に対する負担軽減の関連事業についてあり方を検討する。

基本事業	5-4-5	基本事業名	要保護児童等への対応	基本事業 主担当課	児童福祉課
------	-------	-------	------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<p>要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携した児童虐待等に関するネットワークづくりを進める。また、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、児童虐待等への迅速な対応に努める。</p>	
対象	・保護が必要な子ども ・相談や支援を希望する保護者等
意図	・適切に保護される。 ・家庭問題が解消される。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)		目標を未達成 (95%未満)	
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 虐待通報件数	件	虐待と認定した件数	成り行き値	73	80	50	56	56	56
			目標値	27	31	56	56	56	56
			実績値	31	56	28			
			達成率	85.0%	19.0%	150.0%			
			結果						
B 虐待対処割合	%	対処した割合	成り行き値	100	100	100	100	100	100
			目標値	100	100	100	100	100	100
			実績値	100	100	100			
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
			結果						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

虐待が発生する前の段階で霧島市家庭児童相談所への相談件数が増加していけば、深刻な状態になることを抑えることができ、早期解決につながる。また、平成19年4月に設置した要保護児童対策地域協議会が、関係機関と連携して児童虐待等に関するネットワークづくりを進めて要保護児童の早期発見や適切な保護に努める。

補足説明
 ・要保護児童とは保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。虐待を受けた子どもに限らず非行児童なども含まれる。

4 平成21年度基本事業の取組方針

A 児童虐待等の相談体制を充実させるために、家庭児童相談員の増員及び常勤の臨床心理士を配置する。
 B 要保護児童の早期発見、適切な保護のために、関係機関と連携した児童虐待に関するネットワークづくりを進める。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

A 家庭児童相談員を2名から3名に増員し、新たに常勤の臨床心理士を1名配置した。
 B 要保護児童対策地域協議会のもとに設置されている、実務者会議及び個別ケース検討会において関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見や適切な保護に努めた。
 実務者会議 1回
 個別ケース検討会 13回延対象児童27人

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

虐待の通報件数は平成20年度は80件であったが、平成21年度は50件に減少している。関係機関との連携や児童虐待等の相談体制を充実させるために、家庭児童相談員の増員及び常勤の臨床心理士を配置ことにより虐待を未然に防ぐための相談業務の対応の現れである。

7 平成22年度基本事業の取組方針

関係機関と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護を行う。
 相談件数の増加、相談内容の複雑多様化に迅速に対応するため、家庭児童相談員の増員を行う。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

相談件数の増加、相談内容の複雑多様化に迅速に対応するため、関係機関と連携し、要保護児童の早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアなど総合的な支援を行う。
 市民に対し、広報等で虐待に関する認識を深めるための情報を提供し、虐待等の早期発見につなげる。